

薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 24 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第31号

薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例

薩摩川内市立幼稚園条例（平成16年薩摩川内市条例第89号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

薩摩川内市立幼稚園設置条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条の規定に基づき、幼児を保育し、適当な環境を与えて心身の発達を助成することを目的として薩摩川内市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）を設置する。

第3条を次のように改める。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、幼稚園の運営管理その他必要な事項は、別に定める。

第4条及び第5条を削る。

別表薩摩川内市立城上幼稚園の項及び薩摩川内市立ひわき幼稚園の項を削り、同表薩摩川内市立東郷幼稚園の項の後に次のように加える。

薩摩川内市立こしき幼稚園

薩摩川内市上甑町中甑191番地1

別表薩摩川内市立里幼稚園の項、薩摩川内市立中津幼稚園の項及び薩摩川内市立かのこ幼稚園鹿島分園の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の薩摩川内市立幼稚園設置条例の規定に基づく入園に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。